

学業に関する取扱要項

制 定 昭和51年 1 月 27 日

最終改正 平成23年 4 月 1 日

- 1 学生の成績は、前期末・学年末ごとに保護者に対して通知する。
- 2 定期試験及び中間試験の期日、時間割等は、教務係が1週間前までに学生に対して告示する。
- 3 病気、忌引及び第11項に定める理由によって定期試験及び中間試験を受けることができない学生は、あらかじめ担当教員に追試験願を申し出なければならない。ただし、急病その他やむを得ない理由により、事前に申し出ることができないときは、事後必ず診断書又は詳細な理由書を添えて申し出なければならない。
- 4 追試験願を申し出た者に対しては、追試験により評価することがある。
- 5 不合格単位を有し進級した者及び進級後原級に留め置かれた者に対して、前学年における不合格科目について補講等による指導も含め再評価を行う。ただし、3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。
- 6 通年の科目及び後期修了科目については学年末に、前期修了科目については前期末に、60点未満の科目がある者に対して、再試験を行う。ただし、3分の1を超えて欠課した科目の再試験は認めない。
- 7 原学年に留められた者に対しては、特定の科目の再履修を免除することがある。
- 8 第4学年に留められた者は、担当教員の許可を得て、第5学年の授業科目を履修することができる。その履修科目の単位は第5学年における取得単位として扱う。
- 9 遅刻は、3回をもって欠課1時間とみなす。
- 10 校長が認めた理由による欠課は、出席扱いとする。
- 11 交通機関の不通、自然災害、あるいは教員の都合等により、授業科目の授業時間数が1単位当たり30時間に満たない場合は、補講を実施する。
- 12 「インターンシップに係わる単位認定に関する規程」と「大学、他高専における履修に係わる単位認定に関する規程」に基づく単位認定の申請は各学年で行えるが、「資格取得に係わる単位認定に関する規程」に基づく単位認定の申請ができるのは第5学年に限られる。

附 則

この要項は、昭和51年1月27日から施行する。

附 則

この要項は、昭和55年12月13日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、この要項の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。
- 3 この要項の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧要項は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることにな

った者で第2項の学年に在籍することになった者については、この要項を適用する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、この要項の施行日以降第1学年に入学する者に係る認定から適用する。
- 3 この要項の施行日に入学し在籍している者に係る認定の適用については、旧要項は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者において、第5項の規定は「不合格単位を有志進級した者及び進級後原級に留め置かれた者に対して、本人の願書により担当教員が許可した場合には、前学年における不合格科目について補講等による指導も含め再評価を行うことがある。ただし、3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。」に読み替える。
- 3 平成20年度以前に入学した者において、第6項の規定は、通年の科目及び後期修了科目については学年末に、前期修了科目については前期末に、60点未満の科目がある者に対して、担当教員の指導により再試験を行うことがある。」に読み替える。